

吸収分割に関する事後開示書面
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2026 年 9 月 30 日
青山商事株式会社
株式会社カスタムライフ

2026年9月30日

吸収分割に関する事後開示事項

広島県福山市王子町一丁目3番5号
青山商事株式会社
代表取締役社長 遠藤泰三

東京都千代田区内神田二丁目15番9号
株式会社カスタムライフ
代表取締役 松原将治

青山商事株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）及び株式会社カスタムライフ（以下「吸収分割会社」といいます。）は、吸収分割承継会社と吸収分割会社間の2026年8月10日付吸収分割契約に基づき、吸収分割会社の事業に関する権利義務のうち、吸収分割会社の本店（東京都千代田区内神田二丁目15番9号）に係る賃貸借契約に関する権利義務を、吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を実施しました。

本件吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号により開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2026年9月30日
2. 吸収分割会社における事項（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）
本件吸収分割について、会社法第784条の2の規定に基づき吸収分割会社に対して本件吸収分割の差止めを請求した株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
吸収分割会社は、会社法第784条第1項本文の規定に基づき、株主総会の決議を経ずに本件吸収分割を実施しております。吸収分割会社の完全親会社である吸収分割承継会社は、会社法第784条第1項本文に規定する場合における特別支配会社であるため、会社法第785条第2項第2号括弧書きに定める反対株主に該当せず、株式買取請求権が認められておりません。したがって、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の保護手続）
本件吸収分割において、吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の承継は重疊的債務引受の方法によるものとされておりますので、異議を述べることできる債権者はおりません。したがって、該当事項はありません。
3. 吸収分割承継会社における事項（会社法施行規則第189条第3号）
 - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）
吸収分割承継会社は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、株主総会の決議を経ずに本件吸収分割を実施しており、同法第796条の2但書の規定により、吸収分割承継会社の株主には本件吸収分割をやめることを請求する権利が認められておりません。したがって、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割承継会社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株主総会の決議を経ずに本件吸収分割を実施しております。また、2026 年 8 月 20 日付で会社法第 797 条第 4 項の規定による株主への公告を行いましたが、同法第 796 条第 3 項に定める数の株式を有する株主から本件吸収分割に反対する旨の通知はありませんでした。したがって、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、吸収分割承継会社の株主には、株式買取請求権が認められておらず、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護手続）

吸収分割承継会社は会社法第 799 条第 2 項の規定に従い 2026 年 8 月 20 日付で官報公告を行い、かつ、同条第 3 項の規定に従い同日付で電子公告の方法により公告を行いましたが、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2026 年 9 月 30 日付をもって、吸収分割会社の事業に関する権利義務のうち、吸収分割会社の本店（東京都千代田区内神田二丁目 15 番 9 号）に係る賃貸借契約に関する権利義務を承継いたしました。

5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 9 月 30 日付で本件吸収分割に係る変更登記申請を行う予定です。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上